

一般財団法人中西奨学会 奨学金給与規程

一般財団法人中西奨学会 奨学金給与規程

第1章 総 則

一般財団法人中西奨学会定款第3条に基づき、この規程を定める。

(奨学生の資格)

第1条 当会の奨学生となるものは、高等学校、高等専門学校、大学または大学院に在学し、学業、人物とも優秀で、かつ、健康であって、学資の支払いが困難と認められる者でなければならない。

(奨学生の種類)

第2条 奨学生の種類は、次に掲げられるものとする。

- (1) 高等学校奨学生
- (2) 高等専門学校奨学生
- (3) 大学奨学生
- (4) 大学院奨学生

(奨学金の給与期間および金額)

第3条 奨学金を給与する期間は、正規の最短就業年限とする。

2 前項の期間中に給与する奨学金の額は、次のとおりとする。

区分／給与月額	国公立	私立
高等学校奨学生	月額10,000円	月額15,000円
高等専門学校奨学生	月額20,000円	
大学奨学生	月額40,000円	月額45,000円
大学院奨学生	月額40,000円	月額45,000円

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

(奨学生願書および奨学生推薦書の提出)

第4条 奨学生志望者は、当会あての奨学生願書に、在学学校長の推薦書および在学証明書を添えて当会に提出するものとする。

(奨学生の採用)

第5条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が決定し、その結果を在学学校長を経て、本人に通知する。

- 2 奨学生として採用された者は、前項の通知を受けた日から15日以内に保証人と連署した誓約書を理事長あてに提出しなければならない。

(奨学金の交付)

第6条 奨学金は、3ヶ月分を合わせて交付するものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。

- 2 奨学金の交付は、在学学校の事務局経由又は、直接本人に送金して行うものとする。

(学業成績および生活状況の報告)

第7条 奨学生は、毎年度末、生活状況報告書を理事長あてに提出しなければならない。また、奨学金給与期間の最終の年度末には、学業成績表を併せて提出しなければならない。

(異動届出)

第8条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届け出なければならない。ただし、本人が病気その他の事由により報告できないときは、保証人が届け出るものとする。

- (1) 休学、転校または退学したとき、または長期にわたって欠席しようとするとき。
- (2) 停学、その他の処分を受けたとき。

(奨学金の休止および停止)

第9条 奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したときは、奨学金の交付を休止する。

- 2 奨学生の学業または性行などの状況により指導上必要があると認められたときは、奨学金の交付を停止する。

(奨学金の復活)

第10条 前条の規定により奨学金の交付を休止または停止された者が、その事由が止んで在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の交付を復活することがある。

(奨学金の廃止)

第11条 奨学生が、次の各号の一に該当すると認めるときは、在学学校長の意見を参考にして奨学金の交付を廃止する。

- (1) 傷病などのため成業の見込みがなくなったとき
- (2) 学業成績または操行が不良となったとき
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (4) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- (5) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
- (6) その他、第1条に規定する奨学生としての資格を失ったとき

(奨学生の辞退)

第12条 奨学生は、いつでも在学学校長を経て奨学金の辞退を申し出ることができる。

第3章 補 則

(実施細目)

第13条 この規定の実施について必要な事項は、別に定める。

附則

1. 施行日

この規定は、平成24年4月1日から実施する。

2. 履歴

平成25年4月1日改定

2020年3月16日改定